

# 新たに営業許可が必要になった営業者さまへ

## 食品衛生法改正による新設許可業種の経過措置期間が 2024年5月31日 に終了します

2018年の食品衛生法の改正により、2021年6月1日から下記の食品を製造する場合は新たに営業許可が必要になりました。ただし、2021年6月1日時点ですでに該当する食品を製造している場合は、経過措置期間の規定により営業許可の取得期限が2024年5月31日までとなっています。

営業許可制度の  
見直しについて  
(豊田市ホームページ)



### 新たに営業許可が必要になった食品

- 魚介類等を主原料とする食品
- 魚介類等を使用したそうざい

**水産製品製造業**

- そうざい半製品：例えば衣をつけるなどの加工はされているが、油で揚げていないコロッケや未加熱の餃子のように食べるために最終的な調理が必要な食品

**そうざい製造業**

- 漬物：そのまま食べる食品で、野菜等を主原料として、塩、しょうゆ、みそ、かす、こうじ、酢、ぬか、その他の材料に漬け込んだ食品

**漬物製造業**

- 密封包装食品：レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封され、常温で保存が可能な食品

**密封包装食品製造業**

まだ営業許可を取得していない営業者さまは、

**至急、保健衛生課に相談**してください



お問合せ 豊田市保健所 保健衛生課 食品衛生指導・監視担当  
電話 0565-34-6181 FAX 0565-31-6630  
(午前8時30分から午後5時15分まで 土日祝日を除く)  
〒471-8501 豊田市西町3-60 市役所東庁舎4階